

○建設工事低入札価格調査試行要領

令和3年12月1日
理事長通達第28号

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡北九州高速道路公社（以下「公社」という。）が発注する建設工事（以下「公社発注工事」という。）について、福岡北九州高速道路公社会計規程（昭和47年3月31日福北公社規程第5号。以下「会計規程」という。）第75条第1項第1号に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき」の調査（以下「低入札価格調査」という。）の基準及び落札者の決定方法について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領の対象となる工事は、公社発注工事のうち総合評価方式による一般競争入札を行うものとする。

(調査の基準)

第3条 前条の規定によりこの要領が適用される工事について、低入札価格調査の基準は、その者の申込みに係る価格（以下「入札価格」という。）が、次条に規定する額に満たない場合とする。

(調査基準価格の設定及び算定)

第4条 調査基準価格の算定方法は、次のとおりとする。

一 調査基準比較価格の算定

調査基準比較価格は、次の項目ごとに掲げる額の合算額とする。

ア 次の区分に該当しない工事

- (ア) 直接工事費の額×0.97
- (イ) 共通仮設費の額×0.90
- (ウ) 現場管理費の額×0.90
- (エ) 一般管理費等の額×0.68

イ 工場製作及び現場架設を一括請負とする工事（鋼橋新設工事の類）

- (ア) 直接工事費の額×0.97
- (イ) 間接労務費と共通仮設費の合計額×0.90

(ウ) 工場管理費と現場管理費の合計額×0.90

(エ) 一般管理費等の額×0.68

ウ 工場製作のみを請負とする工事（鋼橋製作工事の類）

(ア) 直接工事費の額×0.97

(イ) 間接労務費の額×0.90

(ウ) 工場管理費の額×0.90

(エ) 一般管理費等の額×0.68

二 調査基準比較価格の決定

前号において算定された額が工事価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては、100分の92を乗じて得た額とし、100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては、100分の75を乗じて得た額とする。

三 調査基準比較価格の有効桁数

前号において算定した調査基準比較価格の有効数字については、次のとおり取り扱うものとする。

なお、切上げた結果においても前号と同様に、工事価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては、100分の92を乗じて得た額とする。

ア 1億円未満の場合は、上4桁目以下端数を切り上げて上3桁を有効桁数とする。

イ 1億円以上の場合は、万円以下端数を切り上げて10万円単位とする。

四 調査基準価格の決定

調査基準比較価格×1.10＝調査基準価格

五 予定価格等下調べ書及び調査基準価格の算定書の作成

ア 予定価格等下調べ書（様式1）の作成者は、設計書を作成した所属の部長又は所長とする。

イ 調査基準価格の算定書（様式2）の作成者は、設計書を作成した所属の課長又は係長とする。

（入札参加者への周知）

第5条 入札公告等において次の各号に掲げる事項を明記し入札参加者に周知するものとする。

一 調査基準価格が設定されていること。

二 調査基準比較価格を下回った価格で入札を行った者（以下「低入札価格入札者」という。）は、評価値が最も高い者以下「最高評価値者」という。）であっても必ずしも

落札者とならないこと。

- 三 低入札価格入札者は、事後の調査に協力すべきこと。（第7条第1項に該当する場合を除く。）

（開札の執行）

第6条 開札の結果、調査基準比較価格を下回った価格で入札が行われ、低入札価格入札者が最高評価値者となる場合、入札執行者は、入札者全員に対し落札者決定の保留を宣言し、落札者は調査後に決定する旨を告げて開札を終了するものとする。

- 2 低入札価格入札者でない者が最高評価値者となる場合は、低入札価格入札者への第8条以下の調査は実施せず、最高評価値者を落札者として開札を終了するものとする。
- 3 開札順位について、あらかじめ入札公告等において定められた工事にかかる開札で、開札順位2以降の開札については、前2項の規定にかかわらず、落札者決定の保留をすることができる。

（失格基準価格の設定及び算出）

第7条 前条第1項において、調査基準比較価格に100分の99を乗じて得た額を下回った価格で入札を行った者は、第8条の調査を行わずに失格とする。この場合、次順位の者について前条の規定を適用し、開札を終了する。

- 2 前項において算定した失格基準価格については、百円以下端数を切り上げて千円単位とする。

（調査の実施）

第8条 理事長は、低入札価格入札者に対し、契約内容に適合した履行ができるかどうかを確認するため、次の各号に掲げる事項について、調査を実施するものとする。

- 一 当該価格で入札した理由
- 二 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
- 三 契約対象工事箇所と当該入札者の事務所、倉庫等との地理的關係
- 四 手持資材及び機械の状況
- 五 資材購入先及び入札者との関係
- 六 労務者の具体的供給見通し及び下請予定業者の協力等
- 七 品質確保に係る施工管理計画
- 八 安全管理の計画
- 九 環境対策の計画
- 十 その他必要な事項

2 前項の調査に当たり、調査基準比較価格を下回った価格で入札を行う者は、別添「低入札価格調査資料作成マニュアル」に示す様式を開札までに提出しなければならない。なお、当該様式の提出をしない者は、入札を無効とする。

(調査結果の審査)

第9条 理事長は、前条により実施した調査の結果について競争参加資格審査委員会（工事等請負業者の選定に関する細則（平成12年9月20日福岡北九州高速道路公社細則第8号）第12条の2第1項に規定する委員会をいう。以下「委員会」という。）に審査を行わせるものとする。

2 前項に掲げる事案であつて、委員会の長が認めるときは、過半数の委員に回議し、委員長が決裁を受けることをもつて前項の委員会に代えることができる。

(落札者の決定等)

第10条 委員会が契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、理事長は、最高評価値者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

2 委員会が契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、最高評価値者を失格（落札者とししない者）とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申し込みをした他の者のうち評価値の最も高い者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。

3 理事長は、最高評価値者を第7条の規定に基づき失格としたとき、又は前項前段の規定に基づき失格（落札者とししない者）としたときは、最高評価値者に失格とした旨を通知する。

4 次順位者が調査基準比較価格を上回った価格で入札した場合は、次順位者を落札者とする旨を次順位者に通知し、他の入札者全員にもその旨通知するものとする。

5 次順位者が調査基準比較価格を下回った価格で入札した場合は、第8条以降の手続きを順次行うものとする。

(調査結果の概要等の公表)

第11条 調査結果の概要等については、落札決定後、速やかに公表するものとする。

(契約締結の条件)

第12条 調査基準価格を下回った価格で契約する場合は、次の各号に掲げる事項を条件とする。

ただし、理事長が特に必要と認める場合は、別途条件を定めることができる。

一 工事請負契約書（以下「契約書」という。）第4条第2項及び第5項に規定する契約

保証金の額を、請負代金額の10分の3以上とすること。

二 契約書第52条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額の10分の3とすること。

三 予定価格が5億円以上の工事においては、契約書第10条第1項第二号に規定する主任技術者又は監理技術者とは別に、入札説明書等に明示した入札参加資格要件を満たす技術者1名を専任で配置すること。（調査基準比較価格を下回って落札した者が、特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員が増員配置技術者を配置するものとする。）

なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、施工中、主任技術者又は監理技術者を補助し、主任技術者及び監理技術者と同様に施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理、指導監督等の職務を行うものとする。

四 予定価格が5億円未満の工事においては、主任技術者又は監理技術者は専任で配置すること。（現場代理人との兼務は認めないものとする。）

五 前第三号及び第四号において、現場代理人及び技術者は、他工事との兼務を認めないものとする。

2 理事長は、入札公告等において前項の事項を明記し入札参加者に周知するものとする。

附 則

この通達は、令和4年4月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものに適用する。

附 則（令和4年3月23日理事長通達第9号）

この通達は、令和4年4月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものに適用する。